

○緊急自動車及び道路維持作業用自動車の指定及び届出事務取扱要領の制定について

(平成 28 年 12 月 27 日例規第 76 号)

この度、別添のとおり「緊急自動車及び道路維持作業用自動車の指定及び届出事務取扱要領」を定め、平成29年4月1日から施行することとしたので、その運用に誤りのないよう配意されたい。

なお、緊急自動車及び道路維持作業用自動車の指定及び届出事務取扱要領の制定について（平成15年例規交企第45号。以下「旧例規通達」という。）は、廃止する。ただし、平成29年3月31日以前に受けた緊急自動車及び道路維持作業用自動車の指定及び届出に係る事務の処理については、なお旧例規通達の規定による。

別添

緊急自動車及び道路維持作業用自動車の指定及び届出事務取扱要領

第 1 趣旨

この要領は、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第13条第1項又は第14条の2の規定による緊急自動車及び道路維持作業用自動車の指定及び届出に係る事務について、必要な事項を定めるものとする。

第 2 指定申請及び届出

1 指定申請書等の受理

署長は、道路交通法施行細則（昭和35年県公委規則第7号。以下「細則」という。）の第4条第1項又は第4条の2第1項の規定による提出を受けたときは、次の事項について確認を行い、調査・確認票（様式第1号）を作成するとともに緊急自動車（道路維持作業用自動車）指定申請書（細則別記様式第3）又は緊急自動車（道路維持作業用自動車）届出書（細則別記様式第3の6）（以下「申請書等」という。）に受付印を押印するものとする。この場合において、当該提出に係る書類（以下「指定申請書等」という。）に不備があるときは、その提出者に対し、補正を求めるものとする。ただし、緊急自動車又は道路維持作業用自動車（以下「緊急自動車等」という。）の差替えに係る申請及び届出については、この限りでない。

- (1) 指定申請書等の申請者又は届出者（以下「申請者等」という。）が、緊急自動車一覧表（別表第1）の使用者の欄又は道路維持作業用自動車一覧表（別表第2）の届出者・申請者の欄に掲げる者であること。
- (2) 指定申請書等に係る自動車の用途及び塗色が、緊急自動車一覧表又は道路維持作業用自動車一覧表に掲げる要件に該当すること。

2 県本部への送付

署長は、調査・確認票を作成したときは、緊急自動車等関係書類送付書（様式第2号。以下「関係書類送付書」という。）に指定申請書等及び調査・確認票を添えて交通部長（緊急自動車等の届出にあっては、県本部交通企画課長（以下「交通企画課長」という。））に送付するものとする。

3 事前審査及び確認

交通部長又は交通企画課長は、前記2の規定により指定申請書等の送付を受けたときは、次の事項について審査及び確認を行うこととする。

- (1) 申請者等が、緊急自動車一覧表の使用者の欄又は道路維持作業用自動車一覧表の届出者・申請者の欄に掲げる者であること。
- (2) 指定申請書等に係る自動車の用途及び塗色が、緊急自動車一覧表又は道路維持作業用自動車一覧表に掲げる要件に該当すること。
- (3) 指定申請書等に係る自動車の警光灯、サイレン及び車体塗色が、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）に定めるものであること。

4 申請書等の返送

交通部長又は交通企画課長は、前記3の審査及び確認を終了したときは、申請書等に受付印を押印し、当該申請書等の提出を受けた署長に送付するものとする。

5 申請書等の交付

署長は、前記4の規定により申請書等の送付を受けたときは、速やかに当該申請書等を申請者等に交付することとする。この場合において、署長は、当該申請者等に対し当該申請書等に係る自動車の自動車検査証記録事項（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項をいう。以下同じ。）が記載された書面を添えて再度当該申請書等を提出するよう指示するとともに、これを受領した者を明らかにしておかなければならない。

6 自動車検査証記録事項が記載された書面等の受理

署長は、前記5の規定により交付した申請書等及び自動車検査証記録事項が記載された書面の提出を受けたときは、内容を確認し、交通部長（緊急自動車等の届出にあっては、交通企画課長）に送付することとする。

7 審査及び確認

交通部長又は交通企画課長は、前記6の規定により申請書等及び自動車検査証記録事項が記載された書面の送付を受けたときは、当該申請書等及び自動車検査証記録事項が記載された書面について審査及び確認を行うこととする。この場合において、交通部長又は交通企画課長は、緊急自動車等の指定を決定したときは緊急自動車（道路維持作業用自動車）指定書（細則別記様

式第3の2)を、緊急自動車等の確認を終了したときは緊急自動車(道路維持作業用自動車)届出確認書(細則別記様式第3の7)を作成するものとする。

8 指定書等の送付

交通企画課長は、前記7の規定により作成した緊急自動車(道路維持作業用自動車)指定書又は緊急自動車(道路維持作業用自動車)届出確認書(以下「指定書等」という。)を緊急自動車(道路維持作業用自動車)指定(届出確認)書の送付について(様式第3号。以下「指定書等送付書」という。)に添えて当該指定書等に係る署長に送付することとする。

9 指定書等の交付等

署長は、前記8の規定により指定書等の送付を受けたときは、当該指定書等を速やかに交付するとともに、これを受領した者を明らかにしておかなければならない。

第3 指定書等の変更

1 届出の受付

署長は、細則第4条第4項又は第4条の2第3項の規定による届出を受けたときは、当該届出に係る書類(以下「変更届出書類」という。)を確認することとする。この場合において、変更届出書類に不備があるときは、当該届出をした者(以下「変更届出者」という。)に対し、補正を求めるものとする。

2 県本部への送付

署長は、前記1の規定による確認を終了したときは、関係書類送付書に変更届出書類を添えて交通企画課長に送付することとする。

3 確認及び返送

交通企画課長は、前記2の規定により変更届出書類の送付を受けたときは、当該変更届出書類の確認を行い、緊急自動車(道路維持作業用自動車)指定書記載事項変更届(細則別記様式第3の3)又は緊急自動車(道路維持作業用自動車)届出書記載事項変更届(細則別記様式第3の8)(以下「変更届」という。)に受付印を押印して当該送付に係る署長に送付するものとする。

4 変更届等の交付

署長は、前記3の規定により変更届の送付を受けたときは、速やかに当該変更届を変更届出者に交付することとする。この場合において、署長は、当該変更届出者に対し当該変更届に係る自動車の変更後の自動車検査証記録事項が記載された書面を添えて再度当該変更届を提出するよう指示するとともに、これを受領した者を明らかにしておかなければならない。

5 変更後の自動車検査証記録事項が記載された書面等の受理

署長は、前記4の規定により交付した変更届及び変更後の自動車検査証記録事項が記載された書面の提出を受けたときは、内容を確認し、交通企画課長に送付すること。

6 審査及び確認

交通企画課長は、前記5の規定により変更届及び変更後の自動車検査証記録事項が記載された書面の送付を受けたときは、これらについて確認することとする。

7 指定書等の作成及び送付

交通企画課長は、前記6の規定による確認を終了したときは、指定書等を作成するとともに、指定書等送付書に当該指定書等を添えて当該指定書に係る署長に送付することとする。

8 指定書等の交付

署長は、前記7の規定により指定書等の送付を受けたときは、当該指定書等を速やかに交付するとともに、これを受領した者を明らかにしておかなければならない。

9 指定書等の変更の特例

署長が前記1の届出を受けた場合において、当該届出に係る自動車の変更後の自動車検査証記録事項が記載された書面が提出されているときは、前記3から8までの規定にかかわらず、当該届出に係る指定書等の交付の手続をとることとする。

第4 指定書等の再交付

1 受付

署長は、細則第4条第5項又は第4条の2第4項の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る書類（以下「再交付申請書類」という。）を確認すること。この場合において、当該再交付申請書類に不備があるときは、申請者に補正を求めるものとする。

2 県本部への送付

署長は、前記1の規定による確認を終了したときは、関係書類送付書に再交付申請書類を添えて交通企画課長に送付することとする。

3 確認

交通企画課長は、前記2の規定により再交付申請書類の送付を受けたときは、当該再交付申請書類を確認し、指定書等を作成することとする。

4 指定書等の送付

交通企画課長は、指定書等送付書に前記3の規定により作成した指定書等を添えて当該指定書に係る署長に送付するものとする。

5 指定書等の交付

署長は、前記4の規定により指定書等の送付を受けたときは、指定書等を交付するとともに、これを受領した者を明らかにしておかなければならない。

第5 指定書等の返納

1 届出の受付

署長は、細則第4条第6項又は第4条の2第5項の規定による返納を受けたときは、当該返納に係る書類（以下「返納届等」という。）を確認すること。この場合において、当該返納届に不備があるときは、届出者に補正を求めものとする。

2 県本部への送付

署長は、前記1の規定による確認を終了したときは、関係書類送付書に返納届等を添えて交通企画課長に送付すること。

3 確認及び記録

交通企画課長は、前記2の規定により返納届等の送付を受けたときは、当該返納届等に係る指定書等を確認し、指定番号、返納日時等を記録するものとする。